## 令和7年度札幌市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度札幌市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年 間 処 理 水 量

323, 266, 000 立方メートル

(2) 主要な建設改良事業

ア 管 路 布 設

35,767 メートル

イポンプ場建設整備

5 か所

ウ 処理場建設整備

11 か所

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入 第1款 下水道事業収益 53, 366, 000千円 業 第1項 営 収 益 40,588,060千円 業 外 収 第2項 営 12,776,579千円 第3項 特 别 利 益 1,361千円

支 出

第1款 下 水 道 事 業 費 用 51,667,000千円 営 業 費 用 第1項 48,820,138千円 外 費 第2項 営 業 用 2,724,020千円 别 損 第3項 特 失 92,842千円 第4項 予 備 費 30,000千円 収入支出差引 残 額 1,699,000千円

## (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額19,175,000千円は、損益勘定留保資金等で補塡するものとする。)。

				Ц	又	入	
第1款	資	本	的	収	入		36, 680, 000千円
第1項	企		業		債		28, 139, 000千円
第2項	国	庫	補	助	金		1,747,500千円
第3項	玉	庫	交	付	金		3,688,200千円
第4項	負		担		金		3,105,300千円
				= /	支	出	
第1款	資	本	的	支	出		55, 855, 000千円
第1項	建	設	改	良	費		37,480,000千円
第2項	償		還		金		18, 285, 000千円
第3項	返		還		金		70,000千円
第4項	予		備		費		20,000千円
収入3	支 出	差	引って	下 足	額		19, 175, 000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、別表のとおりと定める。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 限 度 額 起 債 の 方 法 利 率 償 還 の 方 法 下水道建設事業費等 28,139,000千円 証券発行又は普通貸 9.0%以内 起債の日から据置期間を含め40年以内に

間を含め40年以内に、 元利均等その他の方 法により償還する。 ただし、財政上の都 合等により定額以上 を償還し、又は本期 間中に未償還額の換 えることができる。 (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、 又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
  - (1) 職 員 給 与 費 (収益的支出)

2,224,809千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業助成、雨水処理費への充当等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、19,372,476千円である。

令和7年(2025年)2月13日提出

札幌市長 秋 元 克 広

別 表

## 債務負担行為

事項	期	間	限度額
管 理 運 営 等	令 和	8 年 度	千円 203, 000
下水道科学館運営管理	令 和	8 年 度	47, 000
庁 舎 等 保 守 管 理	令 和	8 年 度	26,000
下 水 道 管 路 保 全	令 和	8 年 度	1,700,000
下水道管路維持管理	令 和	8 年 度	2, 600, 000
下水道管路緊急補修	令 和	8 年 度	1, 600, 000
汚 泥 等 運 搬	令 和	8 年 度	330,000
汚 泥 等 処 理	令 和	8 年 度	379,000
処理施設総括管理	令 和	8 年 度	1, 982, 000
手 稲 前 田 埋 立 施 設 維 持 管 理	令 和	8 年 度	90,000
埋設圧送管路維持管理	令 和	8 年 度	58,000
マンホールポンプ施設等 維 持 管 理	令 和	8 年 度	62,000
厚別山本地区建設発生土 一時 堆 積 場 管 理	令 和	8 年 度	60,000
公共ます設置	令 和	8 年 度	2, 472, 000

事項		期		間		限度額
下水道改築工事図面作成	令	和	8	年	度	千円 34,000
下水処理施設修繕	令	和	8	年	度	240, 000
管路布設事業その5	令	和	8	年	度	3, 998, 000
手稲中継ポンプ場ほか 改 築	令	和	8	年	度	590, 000
伏古川水再生プラザほか 改 築 そ の 2	令	和	8	年	度	3, 481, 000
マンホールポンプ設備 改 築	令	和	8	年	度	128, 000
管路布設事業その6		和 8	年年	度かま	らで	2, 200, 000
豊平川水再生プラザほか 改 築 そ の 2		和 8		度かま	らで	13, 031, 000
茨戸中部中継ポンプ場ほか 改 築		和 8	年年	度かま		1, 245, 000
西部スラッジセンターほか 改 築				度かま		6, 713, 000
定山渓水再生プラザ運転管理		和 8	年年	度かま		720, 000
創成川第2中継ポンプ場 解 体				度かま		835, 000
新川水再生プラザ改 築 そ の 3	令 录	和 8		度かま	らで	881,000